

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
不 利 益 処 分 名	徳島市中島田集会所の利用の承諾の取消し等	
根 拠 法 令	徳島市中島田集会所条例	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	中島田集会所管理委員会（連絡先は社会教育課（電話 621-5566）までお問い合わせください。）	
処 分 基 準	<p><b>【根拠条文】</b>  徳島市中島田集会所条例  （利用の承諾の取消し等）  第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</li> <li>(2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</li> <li>(3) 偽りその他不正な手段により利用の承諾を受けた事実が明らかになったとき。</li> <li>(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</li> </ol> <p>（利用の承諾の制限）  第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 集会所の施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）